

知多市訓令第5号

知多市庁内会議規程（平成3年知多市訓令第2号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年3月26日

知多市長 宮 島 壽 男

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

(下線部分は改正箇所)

改正後	改正前
(部課長会議) 第4条 (略) (1) (略) (2) 総務課長、<u>財政課長、施設マネジメント課長、新庁舎整備室長、</u> <u>税務課長、収納課長、防災危機管理課長、企画政策課長、デジタル</u> <u>推進課長、秘書広報課長、職員課長、市民協働課長、市民窓口課</u> <u>長、福祉課長、長寿課長、子ども若者支援課長、幼児保育課長、健</u> <u>康推進課長、保険医療課長、生涯学習スポーツ課長、環境政策課</u> <u>長、ごみ対策課長、商工振興課長、農業振興課長、都市計画課長、</u> <u>土木課長、緑と花の推進課長、下水道課長、水道課長、会計管理</u> <u>者、出納室長、庶務課長、予防課長、消防署長、学校教育課長、農</u> <u>業委員会事務局長、監査委員事務局長及び議事課長</u> (3) (略) 第2項から第5項まで (略)	(部課長会議) 第4条 (略) (1) (略) (2) 総務課長、<u>新庁舎建設室長、財政課長、税務課長、収納課長、防</u> <u>災危機管理課長、市民窓口課長、企画情報課長、秘書広報課長、職</u> <u>員課長、市民協働課長、福祉課長、長寿課長、子ども若者支援課</u> <u>長、幼児保育課長、健康推進課長、保険医療課長、生涯学習スポー</u> <u>ツ課長、環境政策課長、ごみ対策課長、商工振興課長、農業振興課</u> <u>長、都市計画課長、土木課長、緑と花の推進課長、下水道課長、水</u> <u>道課長、会計管理者、出納室長、庶務課長、予防課長、消防署長、</u> <u>学校教育課長、農業委員会事務局長、監査委員事務局長及び議事課</u> <u>長</u> (3) (略) 第2項から第5項まで (略)